

G20 農業大臣会合宣言及び行動計画の概要

I. 宣言

持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施

- ・ 世界の食料安全保障と栄養改善を確保するための農業関連の目標（特に持続可能な開発目標（SDG）2）を達成するための責任を真剣に受けとめる

UNFCCC（国連気候変動枠組条約）及びパリ協定の実施

- ・ パリ協定の実施の支援にコミット。農業と林業が気候変動に対して適応する必要性とその緩和における役割を強調

農業と水

- ・ 水は農業のための不可欠な生産資源。増加する世界人口を養う上で欠くことのできないもの
- ・ 水及び水に関連した生態系が持続可能な形で利用されることを確保しつつ、農業生産性の増大を促進する政策アプローチにコミット
- ・ SDG 6（水関連）の達成の支援にコミット。持続可能な水利用とフードバリューチェーン全体の管理への貢献の必要性を認識
- ・ 農業における水利用の効率性を地域及び現地の条件に応じて改善
- ・ 農業セクターは良好な水質及び水に関連する生態系の達成に貢献しなければならない

農業における情報通信技術（ICT）

- ・ 農業の生産性及び持続可能性の改善のため、ICT の潜在力と増加する重要性を認識

薬剤耐性（AMR）との闘い

- ・ ワンヘルス・アプローチを世界規模で強化するため、人の健康、動物の健康、農業及び環境の各分野における関係当局間での定期的な関与及び意見交換の実施を提案

農業貿易と投資

- ・ 農業貿易の強化及び責任ある農業投資の促進は、持続可能な農業開発、食料安全保障、栄養及び包摂的な経済成長のために重要
- ・ 本年の WTO 閣僚会議及びそれ以降の、バランスのとれた成果を目指して建設的に取り組む

結語

- ・ G20 農業大臣会合を定期的に開催。行動計画実行にコミット

II. 行動計画

持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施

- ・ 個別及び共同の取組を通じて、2030 アジェンダの SDGs の実施について貢献を継続。国レベルで SDGs の達成に貢献するため取組を実施

UNFCCC 及びパリ協定の実施

- ・ 農業分野におけるパリ協定の実施のための行動をとる

農業と水

- ・ 流域規模で、複合的な水利用を認識し、良い慣行農法を効果的な土地利用計画と調和させる取組の利益に留意
- ・ 水、食料安全保障、栄養に関する 2030 年アジェンダの目標の実施における全てのレベルにおける密接な協力の必要性を支持
- ・ 農業のイノベーションにおいて、持続可能な水の利用を保全し、保護し、確保するための、責任ある官民の投資を奨励
- ・ 水利用の効率性及び強靱性の向上のために、植物と動物の育種改良を目指す
- ・ 「食料の損失・廃棄の測定及び削減に関する G20 の技術的なプラットフォーム」及び関連するプラットフォームへのコミットメントを再確認
- ・ 水及び水に関連する生態系を保護するため、国家レベルで対応する戦略を構築、実施することにコミット
- ・ 持続可能な水及び土壌管理のためにデータと情報の一層の充実を求める。既存のデータ及び情報システムの評価を示し、提言を作成するよう農業次官に求める
- ・ 国連食糧農業機関（FAO）の世界農業遺産（GIAHS）を含む伝統的な生産システムも参考にしつつ、水の効率的な利用に関する普及啓発等を奨励

農業における情報通信技術（ICT）

- ・ 農業者が農作業の効率性と持続可能性を改善するため、ICT の潜在力を引き出せるよう、官民の研究開発を通じた、農業セクターにおける ICT のイノベーションと適用を前進させるよう努力

薬剤耐性（AMR）との闘い

- ・ リスクアナリシスがなされない場合の成長促進剤としての抗菌剤を段階的に廃止することを含む抗菌剤の不必要な使用を防止

(以上)